



中小企業東日本大震災復興資金

平成 23 年 6 月 15 日現在

「東日本大震災」により著しい被害を受けた岩手県内に事業所を有する中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 東日本大震災により事業所等に損害を受け、当該事業所の所在地を管轄する市町村から**罹災証明書の発行を受けた方**
- (2) 東日本大震災の発生後の最近 3 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同期に比して 10% 以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から**認定証明書の発行を受けた方**

融資条件

資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	8 千万円以内（設備・運転資金併用の場合 8 千万円以内）
融資期間	15 年以内（据置期間 3 年以内）
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 10 年以内 年 1.5% 以内 10 年超 15 年以内 年 1.7% 以内
保証料率	岩手県信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証を付し、保証料率は年 0.8% ※罹災証明書の発行を受けた方については、 信用保証料は県が全額補給を行いますので、ご負担はありません。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

取扱期間

平成 23 年 6 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

申込手続

お近くの取扱金融機関にご相談のうえお申込みください。

〈取扱金融機関〉普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫の県内各本支店

なお、融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5542 FAX：019-629-5549 Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式 HP (<http://www.pref.iwate.jp/>) 右上から

制度融資

サイト内検索

クリック



東日本大震災に関する盛岡市中小企業金融支援

盛岡市では、東日本大震災の影響により業況が悪化している中小企業者の経営の安定化を支援するため、中小企業者が「岩手県中小企業東日本大震災復興資金」を利用する場合、信用保証料を全額補給しています。

①保証料補給対象者

岩手県中小企業東日本大震災復興資金利用者のうち下記の要件を満たしている中小企業者

- (1) 東日本大震災の発生後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から東日本大震災復興緊急保証認定書の発行を受けていること。
- (2) 岩手県中小企業東日本大震災復興資金の申込みの日において引き続き1年以上、盛岡市の区域内に住所を有していること。
- (3) 岩手県中小企業東日本大震災復興資金の申込みの日において引き続き1年以上、同一事業を営んでいること。
- (4) 納期の到来した市町村税を完納していること。
- (5) 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (6) 融資額が3,000万円以下であること。
- (7) 融資額中、旧債務の借り換えを除く新規融資額が1/2以上を占めること。

②保証料率

中小企業者が負担する保証料率は0.8%となっております、市ではこの保証料を全額負担しています。

③お問合せ先

盛岡市商工観光部商工課内経営相談窓口

住所：〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

電話：019-651-4111(内)3712・3713 FAX：019-622-6211